

平成30年3月14日  
四国電力株式会社

## 伊方発電所1号機 第1回施設定期検査の実施について

伊方発電所1号機は、平成29年6月28日に廃止措置計画の認可を受け、9月12日より廃止措置作業を行っておりますが、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき、第1回施設定期検査（廃止措置段階）を以下のとおり実施します。

施設定期検査は、廃止措置期間中で核燃料物質を貯蔵している間に機能維持すべき施設について、機能・性能の確認を行うものです。

### 1. スケジュール

施設定期検査開始日 : 平成30年3月22日  
施設定期検査終了日 : 平成30年7月 3日（予定）

### 2. 施設定期検査を実施する主な設備

- (1) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設  
(使用済燃料ピットクレーン、使用済燃料ピット水浄化冷却設備等)
- (2) 放射性廃棄物の廃棄施設  
(冷却材貯蔵タンク)
- (3) 放射線管理施設  
(補助建家排気筒ガスモニタ、補助建家給気・排気ファン等)
- (4) 非常用電源設備  
(非常用ディーゼル発電機、直流電源装置蓄電池)

以 上